

令和4年2月16日	
資料提供	
担当課	子ども未来課
担当者	西川・川橋
電話（直通・内線）	073-441-2493(2481)

「和歌山県子供の貧困対策推進計画」（案）について
県民の皆様の御意見（パブリックコメント）を募集します。

1 計画の趣旨

本県では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき、平成29年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進しているところです。現行計画の終期が令和3年度末となっていることから、社会情勢の変化や平成30年度に実施した「和歌山県子供の生活実態調査」の結果などを踏まえ、新たな計画を策定します。

つきましては、「和歌山県子供の貧困対策推進計画」（案）を作成しましたので、広く県民の皆様から御意見を募集します。

2 募集期間

令和4年2月17日（木）から令和4年3月18日（金）まで
【郵送の場合は令和4年3月18日（金）必着】

3 公表資料

- (1) 和歌山県子供の貧困対策推進計画（案）の概要
- (2) 和歌山県子供の貧困対策推進計画（案）
- (3) 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

4 資料の閲覧方法

- (1) 県のホームページ（常時閲覧可能）
 - ・ 県民意見募集ページ
(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu_index.html)
 - ・ 子ども未来課ホームページ
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00209614.html>)
- (2) 閲覧場所（閲覧時間は土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
 - ・ 県庁北別館1階子ども未来課
 - ・ 県庁本館2階情報公開コーナー
 - ・ 各振興局健康福祉部総務福祉課（串本支所にあつては地域福祉課）

5 御意見の提出方法

次のいずれかの方法で御提出ください。

(1) 郵送による場合（持参可）

〒640-8585（専用郵便番号のため住所記載不要）

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課家庭福祉班

(2) ファックスによる場合

073-441-2491

(3) 電子メールによる場合

e0402001@pref.wakayama.lg.jp

※件名に「和歌山県子供の貧困対策推進計画（案）に対する意見」と明記
してください。

6 御意見の御提出に係る留意事項

(1) 記載様式は、「和歌山県子供の貧困対策推進計画（案）に対する意見」と明記した任意の様式とし、以下の内容を記載してください。

①住所 ②氏名 ③電話番号 ④御意見の該当箇所（項目） ⑤御意見

（法人及び任意団体にあつては名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地及び電話番号を明記してください。）

(2) 御意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

(3) 口頭及び電話での御意見は、受付しませんので御了承ください。

7 御提出いただいた御意見について

(1) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承ください。

(2) 類似する御意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

(3) 単に賛否を示した御意見や趣旨が不明瞭なもの、本計画（案）に関係のない御意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4) 御提出いただいた書類は返却しません。

(5) 御記入いただいた個人情報、今回の意見募集以外には使用しません。また、公表しません。

8 お問い合わせ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課家庭福祉班

TEL 073-441-2493（直通）

FAX 073-441-2491